

使用許諾契約書

ユーザーの皆様へ

本使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）を注意してお読みください。本契約は、本契約とともに提供された株式会社ラネクシー（以下「当社」といいます）のソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」といいます）に関してお客様（個人またはその役員、被雇用者または契約者（派遣社員など）が本ソフトウェアを使用している法人のいずれであるかを問いません）と当社との間に締結される法的な契約書です。

お客様が、本ソフトウェアの全部または一部をコピー、インストールまたは使用した場合、お客様は、本契約のすべての条項に同意し、受諾したものとみなされ、本契約が自ら署名した他の契約書と同様であることを了承します。

本契約の条項に同意されない場合、当社は、お客様に本ソフトウェア製品のインストール、複製、ダウンロード、アクセスまたは使用のいずれも許諾しません。この場合、お客様より本ソフトウェアをご購入日またはお客様のもとに到着後7日以内に購入店へご返品いただいた場合に限り、当社はお支払いいただいた金額を全額払い戻し致します。上記以外のご返金はお容赦願います。尚、既に本ソフトウェアの全部または一部をコピー、インストールまたは使用した場合、一切ご返金に応じることはできません。

ソフトウェア製品ライセンス条件

本ソフトウェアは、著作権法及び著作権に関する条約をはじめ、その他の法律および条約によって保護されています。本ソフトウェアは、販売されるのではなく、使用許諾されるものです。

当社は、本契約の条項に従ってのみ本ソフトウェアをコピー、ダウンロード、インストール、または本ソフトウェアを使用することをお客様に許諾します。

本ソフトウェアには、それに関連した媒体、印刷物（マニュアルなどの文書）、電子文書、アップデートプログラム、追加コンポーネント、サンプル、および追加機能も含まれます（ただし、個別の契約により提供されたものは除きます）。ただし、本ソフトウェアに含まれている当社が本契約に基づきお客様に対して使用許諾を行うための権利を当社に直接または間接に認めた原権利者（以下「原権利者」）の著作物の使用については、個別の使用許諾契約書またはそれに類する“Read-Me”ファイルに記載された他の条件に従う場合があります。

第1条. 定義

「コンピューター」とは、デジタルまたは類似の形式の情報を受け取り、それを一連の命令に基づいて処理し、特定の結果を出力する1つの物理的コンピューター機器を指しま

す。

「クライアント」とは、ネットワークに接続したコンピューターを指します。

「サーバー」とは、ネットワークに接続し1つまたは複数のクライアントに対し、ホストとなるコンピューターを指します。

「内部ネットワーク」とは、特定法人または類似企業体の役員、従業員および契約者(派遣社員など)のみがアクセスすることができるネットワークを指します。内部ネットワークには、会員資格または入会制のグループ、団体および類似組織など、インターネットまたは一般に公開されたその他のネットワーク社会を含みません。

「許諾数」とは、当社が許諾した有効なライセンス数を指します。

「ライセンス種別」とは、当社が許諾する有効なライセンスにはそれぞれデスクトップ版、クライアント版、サーバー版の種類があり、その種別を指します。

「サブスクリプション契約」とは、当社がライセンス種別と許諾数を特定の期間に限り許諾する契約形態を指します。

第2条. 本ソフトウェアのライセンス

本契約の条項に記載するところに従い、お客様が本ソフトウェアを当社またはその販売代理店から取得し、本契約の条項に従い利用する限りにおいて、当社はお客様に対し、マニュアルに記載されている方法および用途に本ソフトウェアを使用するための、以下記載の非独占的なライセンスを許諾します。

- ・本ソフトウェアのインストールおよび使用に関する一般的なライセンス

お客様は、本ソフトウェアのコピー1部をライセンス種別毎の許諾数以下のコンピューター、クライアント、およびサーバーにインストールして使用することができます。

- ・サブスクリプション契約における本ソフトウェアのインストールおよび使用に関する一般的なライセンス

お客様にサブスクリプション契約により本ソフトウェアが許諾された場合、前項のライセンスではなく、以下の許諾条項がお客様に適用されます。

お客様は、本ソフトウェアのコピー1部をサブスクリプション契約期間中に限り、ライセンス種別毎の許諾数以下のコンピューター、クライアント、およびサーバーにインストールおよび使用することができます。最初のサブスクリプション契約期間は、別途契約による本ソフトウェアのサブスクリプション契約により開始日と終了日が定められます。

サブスクリプション契約を更新または延長しない限り、サブスクリプション契約期間が終了した後は本ソフトウェアを使用することはできません。サブスクリプション契約を更新または延長することにより、本ソフトウェアを元のサブスクリプション契約期間の終了日を超えて指定された期間中引き続き使用することができます。特に規定されていない限り、その後の更新期間中も、本契約書のすべての条項および条件が本ソフトウェアの使用に引き続き適用されます。

- ・共有記憶装置への配備に関するライセンス

お客様は、本ソフトウェアをお客様の内部ネットワークに存在するライセンス種別毎の許可台数以下のコンピューターにダウンロードおよびインストールすることを目的として、お客様の内部ネットワークに存在する共有記憶装置へライセンス種別毎の許諾数以下のコピーを置く事ができます。

本ソフトウェアを(a) 特定法人または類似企業体ではない会員資格または入会制のグループ、団体および類似組織など、インターネットまたは一般に公開されたその他のネットワーク社会における商業的サービス提供を目的として、内部ネットワークの一部ではないコンピューターとの間において使用すること、(b)当社から有効なライセンスを受けていないユーザーが使用すること、または(c)システムの一部またはサービスとして、許諾数以上のユーザーからのアクセスを可能にすることなど、前述の態様以外の目的で本ソフトウェアを共有記憶装置へコピーを置くこと（上記(a)から(c)に限られません）は禁じられます。

- ・バックアップコピーに関するライセンス

お客様はバックアップ目的に限り、本ソフトウェアのコピーを最小限必要な数だけ作成することができます。

- ・クライアント版のネットワークサーバー使用に関するライセンス

お客様は、本ソフトウェアのライセンス種別の中からクライアント版のコピー1部をネットワークサーバーにインストールして、内部ネットワークで他のクライアントから本ソフトウェアにアクセスして使用できるようにすることができます。ただし、本ソフトウェアのクライアント版がインストールされているサーバーおよび本ソフトウェアにアクセスして使用するクライアントの台数はクライアント版の許諾数以下でなければなりません。

本ソフトウェアのライセンス種別毎の許諾数を超えて、本ソフトウェアを異なるコンピューター間で共有して使用することはできません。また、本ソフトウェアを(a) 特定法人または類似企業体ではない会員資格または入会制のグループ、団体および類似組織など、インターネットまたは一般に公開されたその他のネットワーク社会における商業的サービス提供を目的として、内部ネットワークの一部ではないコンピューターとの間において使用すること、(b)当社から有効なライセンスを受けていないユーザーが使用すること、(c)システムの一部またはサービスとして、許諾数以上のユーザーからのアクセスを可能にすることなど、前述の態様以外での本ソフトウェアをネットワーク上で使用すること（上記(a)から(c)に限られません）を禁じます。

第3条. 権利及び知的財産権の留保

本ソフトウェア、およびお客様が作成したすべてのコピーについては、本契約書に明示的に規定されていない限り、当社および原権利者がすべての所有権および知的財産権を有しています。本ソフトウェアは、日本およびその他の国の著作権法などにより保護されています。本契約によってお客様に本ソフトウェアに関する何らの知的財産権が付与されるも

のではなく、明示的に付与されたものを除くすべての所有権および知的財産権は、当社および原権利者に帰属します。

第4条. 制限

・表示

第2条に規定する場合を除き、お客様は本ソフトウェアをコピーすることはできません。お客様が許可を得て作成する本ソフトウェアのすべてのコピーには、本ソフトウェア上または本ソフトウェア内に付された著作権表示およびその他の財産権表示と同一の表示が付され、消去、改ざんしてはいけません。また、本契約書は、お客様に当社の商号、商標またはロゴマークに関連した権利を許諾するものではありません。

・レンタル、リースまたは貸与

お客様は本ソフトウェアまたは本ソフトウェアに関して有する権利をレンタル、リースまたは貸与することはできません。

・商業的サービス

本ソフトウェアを使用して第三者に商業的サービスを提供することはできません。

・評価版

本ソフトウェアに「評価版」または同種の表記が明記されている場合、お客様は、かかる本ソフトウェア（以下「評価版」）を本ソフトウェアの自己使用のための評価以外の目的に使用することはできず、またこれを再販売またはその他のいかなる方法でも譲渡することはできません。評価版は機能が限定されている場合があります。評価版の使用は、お客様の責任で行うことに同意するものとします。評価版に適用される保証の限定および免責については、第6条から第8条をご参照ください。

・プレリリース版

本ソフトウェアが販売開始以前の製品またはβ版ソフトウェア（以下「プレリリース版」といいます）である場合、これらは最終製品に相当するものではなく、バグ、エラー、およびシステム障害等またはデータの損失につながるその他の不具合を含む可能性があります。お客様は、プレリリース版をお客様の責任で使用することに同意するものとします。また、当社は、プレリリース版にて提供したソフトウェアを発売しない場合があります。当社がそのソフトウェアを販売開始した場合または当社が要求した場合、お客様はプレリリース版のすべてのコピーを返品または廃棄することに同意するものとします。プレリリース版に適用される保証の限定および免責については、第6条から第8条をご参照ください。

・リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、翻案または翻訳

お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、翻案または翻訳することはできません。ただし、適用される法律上逆コンパ

イルが明示的に許容されている場合に、当該許容されている範囲において行うことはこの限りではありません。

- ・ソフトウェアの譲渡

お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約、本ソフトウェア（コピーも含みます。）または本ソフトウェアに関する権利を第三者に譲渡することはできません。

- ・バンドルの解除（分離）

本ソフトウェアは、ライセンス種別にて定義されるデスクトップ版、クライアント版、サーバー版が有り、その中にはそれぞれ様々なアプリケーション、ユーティリティ、およびコンポーネントを含む可能性、複数のプラットフォームおよび言語をサポートする可能性、および複数の媒体または複数のコピーでお客様に提供される可能性があります。しかし、本ソフトウェアのそれぞれのライセンス種別は、第2条で許可されたコンピューター上で単一の製品として使用される製品として設計、提供、許諾されています。お客様は必ずしも本ソフトウェアのすべてのアプリケーション、ユーティリティ、およびコンポーネントを使用する必要はありませんが、別のコンピューターで使用するために本ソフトウェアの一部のバンドルを解除（分離）して使用することはできません。

第5条. リビジョンアップとバージョンアップ

- ・標準のソフトウェア

本ソフトウェアが旧バージョンのリビジョンアップである場合、お客様がこのリビジョンアップを使用するには旧バージョンの有効なライセンスを保有し、且つソフトウェア保守契約を当社または当社の販売代理店と締結していなければなりません。また、本ソフトウェアが旧バージョンのバージョンアップである場合、お客様がこのバージョンアップを使用するには旧バージョンの有効なライセンスを保有し、バージョンアップライセンスを当社またはその販売代理店から取得しなければなりません。お客様は、リビジョンアップおよびバージョンアップにより得られたソフトウェア製品を、本契約書の条項に従ってのみ使用することができます。お客様は、リビジョンアップおよびバージョンアップ、または旧バージョンのいずれかを使用することができ、両バージョンを同時に使用することはできません。

- ・サブスクリプション契約に基づいたソフトウェア

お客様がサブスクリプション契約によりライセンスを許諾された場合は、前項ではなく以下の条項が適用されます。お客様のサブスクリプション契約期間中に当社が本ソフトウェアのリビジョンアップおよびバージョンアップをリリースした場合、お客様はかかるリビジョンアップおよびバージョンアップを無償にて受け取ることができます。（郵送をご希望の場合には別途送料をご負担いただきます。）お客様は、リビジョンアップおよびバージョンアップにより得られたソフトウェア製品を、本契約書の条項に従ってのみ使用することができます。お客様は、リビジョンアップおよびバージョンアップ、または旧バージョン

のいずれかを使用することができ、両バージョンを同時に使用することはできません。

第6条. 保証ならびに責任および賠償の制限

当社は、本ソフトウェアのライセンスを本契約の条項に従ってコンピューター上で使用するために購入したお客様に対し、本ソフトウェアが、マニュアル記載の稼働環境において、その重要な点においてマニュアルに従い機能することを、本ソフトウェアを受領された後 90 日間保証します。但し、本ソフトウェアがマニュアルどおりに機能しない場合においても、それが重要な差異または障害でない場合、またその原因がハードウェアまたは本ソフトウェア以外の他のソフトウェアに起因する場合には、この保証の範囲外とし、保証の違反を理由とするお客様の権利は発生しません。保証の違反を理由とする請求はすべて、上記の 90 日の期間内に領収書の写しを添えて行うものとします。本契約書に基づく当社の責任（当社によって選択された修理または交換による対応を除きます）は、お客様が被った直接、現実かつ通常の損害の範囲に限定され、また本ソフトウェアのライセンス購入についてお客様が実際に支払った金額を上限とします。当社は、上記の保証によって、特別損害、派生的損害、間接損害、付随的損害、懲罰的損害、利益の遺失、貯蓄の遺失、または事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失、注意義務違反もしくは第三者からのクレームに基づくあらゆる損害については、責任を負うものではありません。たとえいかなる救済手段もその実質的目的を達せない場合でも、上記の責任および賠償の制限、第7条および第8条は、法律により最大限許容される範囲で適用されます。なお、本条項による保証は評価版及びプレリリース版には適用されず、またその他評価版及びプレリリース版について当社は一切の保証を行いません。

第7条. 保証の限定

前条の保証（ならびに責任および賠償の制限）は、当社がお客様に行う唯一の保証であり、当社が前条に違反した場合に対する唯一かつ排他的な救済手段を規定したものです。本契約に規定されていないその他の保証は一切いたしません。本契約の規定および法律により最大限許容される範囲において、当社は本ソフトウェアを現状有姿かつ瑕疵を問わない条件で提供します。そのため、本ソフトウェアの提供もしくは提供不能に関して、本契約の規定に定められていない保証（性能、商品性、特定の目的に対する適合性、安全性、応答的確性、使用結果、職人的努力、ウィルスの不存在、および過失の不存在についての黙示の保証、その他すべての義務または条件を含む）を、明示であること、黙示であること、若しくは法律上のものであることを問わず明示的に排除します。本ソフトウェアに関する権原、平穩享受または第三者の権利侵害の不存在についての保証または条件についても同様です。本条および第8条の規定は、本契約がいかなる理由により終了したかに関わらず、本契約の終了後も引き続き効力を有します（但し、本契約の終了後に本ソフトウェアの使用を継続する権利があることを意味し、またはこれを与えるものではありません）

ん)。

第8条. 免責

第6条、第7条に規定する場合および強行法規により強制される範囲を除き、当社は法律上の請求の原因如何を問わず、本ソフトウェアの使用もしくは使用不能またはその他本契約書に関して生じる特別損害、派生的損害、間接損害、付随的損害、利益の遺失、貯蓄の遺失、または事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失、注意義務違反もしくは第三者からのクレームに基づくすべての損害を含む一切の損失、損害、クレームもしくは費用に関して、当社の過誤、不法行為（過失を含む）、無過失責任、契約違反または保証違反の場合であっても、お客様に対する賠償の一切の責任を負わないものとします。また、当該損失、損害、クレームまたは費用が発生する可能性につき当社の代表者が認識していた場合においても同様とします。本契約に起因または関連して当社が負う責任の総額は、本ソフトウェアのライセンス購入についてお客様が実際に支払った金額を上限とします。上記制限は、本契約の根本的違反もしくは重要な違反、または本契約の根本的もしくは重要な規定に関する違反があった場合にも適用されます。

第9条. 準拠法及び管轄

本契約の準拠法は日本法とします。また、本契約に関する事項について、紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。いかなる法域の抵触法の原則も「国際物品売買契約に関する国連条約」も本契約には適用されず、これらの適用は明示的に排除されます。

第10条. ライセンスの遵守

お客様が企業、会社または組織である場合、当社または当社の正当な代表者もしくは代理人から要求されたときは、当該時点において全ての当社製ソフトウェアが当社から許諾された有効なライセンスに従って使用されていることを、30日以内に文書により証明することに同意していただきます。

第11条. 完全合意及び分離可能性

本契約は、本ソフトウェアに関するお客様と当社との完全な合意であり、本ソフトウェアに関する本契約締結以前の表明、交渉、了解、通信連絡、広告のすべてに優先します。また、当社が別に定める規定が本契約書の条項と異なる場合は、本契約書の条項が適用されます。本契約の一部が無効であり強制力を有しないものとされた場合においても、その他の部分の有効性は影響を受けず、その条件に従って効力および強制力を維持します。本契約は、権限を有する当社の役員が署名した文書による場合のみ変更できます。本契約書を解釈するにあたっては、本契約の日本語版を使用します。本ソフトウェアを使用する一

切の権利は、本契約の条件に違反するとただちに失われます。

第12条. 輸出規制

お客様は、本ソフトウェアが日本国で製品化されたものであることを認めるものとします。お客様は、本ソフトウェアを他国に出荷、譲渡もしくは輸出しないこと、または日本国およびアメリカ合衆国の輸出関連法規ならびに日本国およびその他の政府機関によるエンドユーザー、エンドユーザーによる使用、および輸出対象国に関する制限を含めた、本ソフトウェア製品に適用されるすべての国内法および国際法を遵守することを表明および保証しているものとします。

第13条. 契約の終了

お客様が本契約に違反した場合、当社は、他の権利を害することなく本契約を終了することができます。この場合、お客様は本ソフトウェアのコピーおよびその構成部分をすべて破棄しなければなりません。

本契約に関してご不明な点がございましたら、当社に書面によりご連絡いただきますようお願い申し上げます。

株式会社ラネクシー